#### 令和7年度就職・転職活動サポート事業業務委託仕様書(案)

#### 1 委託業務名

令和7年度就職・転職活動サポート事業業務委託

# 2 委託業務の目的及び成果目標

本事業は、市内の中小企業等の人材確保を支援するため、中高年層(概ね35歳から59歳まで)をはじめとする幅広い世代の求職者を対象に、個別相談を通じリ・スキリングを含む就職支援研修や職場見学、合同企業説明会等を実施するなど、個々人の状況に合わせた一貫型・伴走型の就職支援を行う。また、女性活躍、高齢者、自立支援などの就労支援を実施している岡山市関係部署とも連携し、それぞれの就労支援メニューをニーズに応じて相互案内するなど、就職決定に向けた包括的な求職者支援を実施する。

# 3 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

# 4 委託業務の概要

就職・転職活動のノウハウが無く、前向きに取り組むことができない求職者を支援の主な対象とし、就職・転職活動に関する悩みや課題を解決しながら、自ら前向きに行えるように促していくサポートを実施する。

次の各支援メニューの繋がりを意識し、効果的に組み合わせることでより多くの支援対象者 が就職に結びつくための具体的な手法について、根拠を含めて提案すること。

(1) 相談支援(総合案内・個別相談業務)

総合案内及び相談員によるキャリア・カウンセリングの実施

(2) 交流会

求職者同士又は求職者と企業の交流会の実施

(3) 就職活動のための研修

業界研究、ビジネスマナー等の支援対象者が就職活動を実施するにあたって必要な知識を向上させる研修の実施

(4) リ・スキリング研修

資格取得につながるものや、CADなど高度・特殊なPCスキル等を向上させる研修の実施

(5) 職場見学

支援対象者の就業意識の醸成や業種・職種に対する理解を深めてもらうことを目的とする職 場見学の実施

(6)企業とのマッチング

合同企業説明会の開催

(7) その他

事業の広報及び相談記録の管理及び分析業務等

# 5 委託業務内容

# (1)相談支援

#### ア総合案内

# (7) 総合案内

専用電話回線(フリーダイヤル)を設置するなど、個別相談や就職支援研修等の各支援メニューの申込受付のほか、就職支援に関する問合せに対応できる体制とすること。

また、各支援メニューの申込が可能な専用ウェブサイトなどを制作し、運営すること。

# (イ) 開始日及び受付時間等

総合案内の開始日を令和7年7月1日(火)とする。開始日について変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。

実施期間は開始日から令和8年3月31日(火)までとする。

電話受付の日時については、実施期間内において、祝日及び年末年始(12月29日から 1月3日まで)を除き、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までは必ず対応すること とし、この他にも対応可能な日時があればその日時も含めて提案すること。

# (ウ) 受付時間外の対応

電話受付時間外については、メール、SNS等による問合せ対応を行うこと。

(エ) 本事業支援メニュー及び市内就労支援施設等の紹介

電話等での問合せに対し、本事業で行う個別相談や就職支援研修、合同企業説明会等の各支援メニューの紹介及び岡山市・国・県等で行っている就労支援事業(職業訓練、求職者支援訓練及びセミナー)など、就労支援機関が実施する具体的な支援メニューを把握し、必要性や適性に応じた就労支援が効果的に実施できるよう適切な案内を行うこと。また、相談者の属性によって、女性活躍、高齢者、自立支援などの就労支援を実施している岡山市関係部署への適切な案内を行うこと。

# イ 個別相談の実施

#### (7) 実施方法及び実施日時・場所等

個別相談は事前予約制とし、対面のほか、オンライン等にも対応すること。

実施日時については、可能な限り支援対象者の希望に沿ったものとし、総合案内窓口開始日から令和8年3月31日(火)までの期間内で、少なくとも1か月当たり60件程度(1件当たりの相談時間は1時間程度)の相談に対応できる体制を整備することとし、その内容について提案すること。

また、実施場所については、支援対象者にとって利便性の高い場所を提案すること。

#### (イ) 相談員

キャリアコンサルタント等、支援のために必要な知識と経験を有する者を2名以上確保することとし、支援対象者個々の事情に応じ細やかな伴走型支援を実施すること。

# (ウ) キャリア・カウンセリングの実施

明確に聞き取りを行えるよう、項目立てした相談シートを作成するなど面談方法について の工夫を提案すること。収入面等の処遇改善のみでなく、本人の健康状態、育児や介護等の 家庭環境など、支援対象者の抱えた課題や適性などを踏まえた支援方針を立て、適宜、本事 業の就職支援研修、職場見学、合同企業説明会等の各支援メニューに加え、他の就労支援機 関で実施している支援メニューの活用や案内を行うこと。

#### (エ) 就職決定後のフォロー

採用に至った者に新職場における不安等がないか聞き取りを行うなど、職場定着を図るため、実施期間終了まで随時相談に応じること。

# (2) 交流会

育児や介護といった共通の課題を抱えている支援対象者同士で情報共有する場や、支援対象者の就職決定に至った成功事例を他の参加者に横展開する機会を設けるなど、支援対象者間の交流等による人との「つながり」を感じることで、自ら前向きに就職活動を行えるように促すことを目的として、次の要件を満たすイベント実施や、交流の場の創出を提案すること。

# ア 実施内容

支援対象者同士又は支援対象者と企業の交流を促す対面形式のイベントを、全5回以上開催することとし、具体的な内容や、ワークショップ形式とするなど効果的な方法について具体的に提案すること。同内容の交流会を日時や場所を変えて設定することも可とする。なお、対面式のイベントに加えて、オンライン上での交流の場の創出等を提案することも評価の対象とする。

# イ 開催日時、場所

支援対象者が参加しやすい開催日時・場所を提案すること。

#### ウ 参加者数

参加者数の目標人数は合計で延べ30人以上とする。

# エ 参加者アンケートの実施

参加者全員にアンケートを実施し、交流会の満足度や要望等の把握を行い、集計・分析結果を実施報告書に記載すること。アンケートの内容については、市と協議した上で決定すること。

# (3) 就職活動のための研修

具体的には、求人票の見方や求職活動の進め方、ハローワークや転職サイト等の民間を含めた各種サービスの活用方法等を学ぶものや、自己肯定感を向上させる研修など、就職活動に関する知識を身に着け、自ら前向きに就職活動を行えるようになることを目的として、次の要件を満たす就職支援研修を提案すること。

# ア 実施内容

講義等は、支援対象者が就職活動を実施するにあたって必要と考えられる知識等を向上させる内容とすること。テーマの異なる3種類以上の研修コースを提案すること。各コースの回数は、講義内容を勘案のうえ、支援対象者が参加しやすい構成を提案すること。

研修コースについて、次の内容のコースを必ず設けること。

・就職活動に必要となる自己PRや面接対策等 研修の構成及び詳細については、事前に市と協議した上で決定すること。

### イ 研修期間及び時間数

#### (7) 研修期間

上記アで提案する研修コースについて、少なくとも1種類は、個別相談開始日以降、令和7年8月1日(金)までに開始すること。

#### (1) 時間数

全コースの合計時間数を30時間以上とすること。(内容が同じコースを日時や場所を変え

て設定することも可とする。) 1 コマあたりの時間数は、講義内容を勘案のうえ、支援対象者が参加しやすい構成を提案すること。

#### ウ研修講師

講師は同様の研修の講師経験がある者を選定すること。また、提案する研修コースの講義ごとに社内・社外講師の候補を具体的に提案すること。

# 工 開催日時、場所

受講対象者が参加しやすい研修日時・場所を提案すること。

# 才 受講者数

受講者数の目標人数は全コース合計で実人数30人以上とする。

# カ 受講者アンケートの実施

受講者全員にアンケートを実施し、研修の満足度や要望等の把握を行い、集計・分析結果 を実施報告書に記載すること。アンケートの内容については、市と協議した上で決定するこ と。

# (4) リ・スキリング研修

リ・スキリングとは、新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得することであり、次の要件を満たす 支援研修を提案すること。

#### ア 実施内容

就職に有利となるスキル等を習得させる講義内容(資格取得につながるもの、CADなどの高度・特殊なPCスキル等)とし、コース形式で受講する構成にて、提案を募るものとする。テーマの異なる3種類以上の研修コースを提案すること。各コースの回数は、講義内容を勘案のうえ、支援対象者が参加しやすい構成を提案すること。

研修の構成及び詳細については、事前に市と協議した上で決定すること。

#### イ 研修期間及び時間数

# (7) 研修期間

上記アで提案する研修コースについて、少なくとも1種類は、個別相談開始日以降、令和7年8月1日(金)までに開始すること。

#### (1) 時間数

全コースの合計時間数を100時間以上とすること。(内容が同じコースを日時や場所を変えて設定することも可とする。)1コマあたりの時間数は、講義内容を勘案のうえ、支援対象者が参加しやすい構成を提案すること。

# ウ研修講師

講師は同様の研修の講師経験がある者を選定すること。また、提案する研修コースの講義ごとに社内・社外講師の候補を具体的に提案すること。

#### 工 開催日時、場所

受講対象者が参加しやすい研修日時・場所を提案すること。

### 才 受講者数

受講者数の目標人数は全コース合計で実人数30人以上とする。

#### カ 受講者アンケートの実施

受講者全員にアンケートを実施し、研修の満足度や要望等の把握を行い、集計・分析結果

を実施報告書に記載すること。アンケートの内容については、市と協議した上で決定すること。

# (5) 職場見学

# ア 実施内容

支援対象者の就業意識の醸成や業種・職種に対する理解を深めてもらうことを目的とする 企業訪問による職場見学を実施すること。また、支援対象者の希望に応じて職場見学に同行 し、助言等の支援を行うこと。

支援対象者が希望する業種・職種に合わせたものとするため、幅広く受入先企業を開拓することとし、受入先企業を確保する手法や目標とする企業数等について提案すること。

# イ 参加者数

参加者数の目標人数は実人数30人以上とする。

ウ 参加者及び受入企業へのアンケートの実施

参加者、受入企業双方にアンケートを実施し、集計・分析結果を実施報告書に記載すること。アンケートの内容については市と協議の上、決定すること。

# (6)企業とのマッチング

ア 合同企業説明会の開催

(7) 開催回数、日時、場所

事業実施期間内に1回以上の開催とし、就職につながる効果的な時期及び、支援対象者が 参加しやすい日時、開催場所を提案すること。

(イ)参加企業の募集

参加企業の募集及び確保する具体的な手法について提案すること。

なお、参加企業は岡山市内に本社又は事業所があり、市内で正社員の採用を予定している 企業とする。参加企業数30社を目標とし、目標に見合った開催場所を提案すること。

(ウ) 参加者の募集

参加者の具体的な募集方法を提案すること。

(エ) 説明会の運営

参加者が参加企業と対面で話すことができるよう、参加企業ごとにブースを設ける形式の 合同企業説明会を企画し実施すること。参加者と参加企業がより多く接点を持つことができ るよう、運営フロー、レイアウト案など、具体的な実施内容を提案すること。

(オ) 参加者及び参加企業へのアンケートの実施

参加者、参加企業双方にアンケートを実施し、集計・分析結果を実施報告書に記載すること。アンケートの内容については、市と協議の上、決定すること。

# (7) その他

# ア 事業の広報業務

(ア) 広報の実施

予定する広報は次の①~⑥とし、事業を一体的に実施する上で支援メニューごとの繋がり を意識し効果的・効率的なスケジュールを提案すること。

- ①:総合案内·個別相談開始
- ②:交流会、就職活動のための研修及びリ・スキリング研修受講者募集
- ③:合同企業説明会参加企業募集

- ④:合同企業説明会参加者募集
- ⑤:その他適時実施するもの
- (1) 広報媒体

WEB広告、SNS等の効果的な広報媒体を活用し事業の周知を図ることとし、具体的な周知先・周知方法を提案すること。

(ウ) チラシ・ポスターの納品

市の施設等での配布用・掲示用として、上記(ア)①・②・④についての広報チラシ(A4判カラー)及びポスター(A2判カラー)を作成し、納品すること。納品数については、各チラシ1,000枚、各ポスター50枚とする。納品時期及び、上記(ア)⑤については提案内容により別途協議するものとする。

- (エ) 広報実施日ほか詳細については、市の広報スケジュールに合わせ効果的に行えるよう、事前に市と協議した上で決定すること。
- イ 相談記録の管理及び分析業務
- (ア) 個別相談等を利用した支援対象者の技能・就労経験等を把握すること。また、個別相談の 内容や他に利用している就労支援機関、就職を希望する業種・職種などを相談シートに記録 し、相談の経過等が分かるように管理し、支援対象者の属性分析等を行うこと。
- (4) 支援対象者を庁内他部署・国・県等で行っている就労支援事業へ繋いだ件数について記録 すること。
- (ウ) 支援対象者の就職決定状況(企業名、業種・職種、雇用形態、勤務地、入社日等)の追跡 調査についても実施期間終了まで記録すること。
- ウ 実施報告書の作成
- (7) 定期報告

各支援メニューの申込状況、参加状況及び支援対象者の就職決定状況については、別途、 市と協議して決定する様式により、毎週報告すること。

(1) 随時報告

広報実施時は、周知先、周知方法について、即日報告すること。また、就職支援研修、合 同企業説明会等のアンケート実施後は、集計結果を速やかに報告すること。

(ウ) 成果報告

事業完了時に、本事業における最終結果について報告すること。また、事業を通じての課題や就職につながった好事例、実施した各アンケート等の分析結果についても報告するものとし、事業完了時に報告できるよう事前にまとめておくこと。

工 費用負担

支援対象者及び参加企業からは、一切の費用を徴収しないこと。

#### 6 事業実施に係る提出書類

受託者は、本業務を実施するにあたり、以下の書類を作成、提出し、岡山市の承認を得なければならない。

- (1)作業実施計画書
- (2)委託業務着手届
- (3)委託作業表

# (4)業務責任者届

# 7 成果品

- (1) 5 (7) ウ(ウ)成果報告に基づき提出すること。
- (2) 就職支援研修で使用した資料を提出すること。
- (3)報告書は書面にて1部および電子記録媒体(容易に読み取り・複写できるよう「マイクロソフトオフィス 2019」で利用可能な保存形式等)で提出すること。

# 8 成果品の帰属、著作権等について

成果品の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き、次のとおりとする。

- (1)本事業で作成した全ての作成物の権利は岡山市に帰属するものとし、岡山市の許可無く第 三者に貸与及び公表してはならない。
- (2) 受託者は、委託の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。)を当該委託の目的物の引渡し時に岡山市に無償で譲渡するものとする。
- (3) 市販の素材集やインターネットなどに限らず、写真・イラストなどの著作物を利用する場合には、他人の著作権を侵害しないように十分注意すること。
- (4) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張及び損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

# 9 業務委託料の支払い等

業務委託料の支払いは業務完了後払いとする。業務実施にかかる費用は、受託者が適宜支払うこと。

#### 10 業務実施の条件

- (1) 本業務で外部協力者(下請業者等)が必要な場合は、岡山市と協議し承認を得ること。
- (2) 岡山市との協議により、実施内容を変更することがある。
- (3) 本業務に従事する者の安全衛生に関する管理については、受託者がその責任において関係 法令等に従って適切に行うこと。

# 11 適用範囲

本仕様書は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものである。 また、本仕様書に明記されていない事項でも、本事業を効果的に実施する上で必要と思われる ものについては、岡山市との協議の上、受託者の責任において誠実に履行すること。

# 12 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、次に掲げる法令等を準用し、これを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則(平成元年市規則第63号)
- (2)個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (3) 労働関係法令
- (4) その他の関係法令

# 13 秘密の保持

- (1)受託者は、本業務に関し岡山市から受領又は閲覧した資料等について、岡山市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。また、別途「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。
- (3) 受託者は業務遂行中に知り得た事項及び付随する事項は、いかなる理由があっても第三者に漏らさないこと。業務が終了した後についても同様とする。

#### 14 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合、又は第三者より損害を 受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、岡山市の責任に帰すべ き事由によるものを除き、全て受託者の責任において処理解決するものとする。

# 15 作業経過の報告

本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め作業を遂行するとともに、 岡山市との協議後は速やかに協議録を提出すること。また、岡山市は必要に応じて本業務の実 施状況を調査し、又は報告を求めることができる。

# 16 完了検査

受託者は、事業完了後、岡山市の定める委託完了届を提出し委託者の検査を受けるものとする。